運営に係る調書

１　開園時間について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育認定 | 通常保育 | 延長保育 |
| 保育標準時間  （１１時間） | 時　　分～　　時　　分  ※1 | 朝：　　時　　分～　　時　　分 |
| 夕：　　時　　分～　　時　　分 |
| 保育短時間  （８時間） | 時　　分～　　時　　分  ※2 | 朝：　　時　　分～　　時　　分 |
| 夕：　　時　　分～　　時　　分 |

　※１　１１時間で設定すること。（公立保育所は午前７時から午後６時で設定）

　※２　保育標準時間の内、８時間で設定すること。（公立保育所は午前８時３０分から午後４時３０分で設定）

２　通常保育以外の保育サービスの実施について

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称 | 実施内容等 |
| 一時預かり事業 | □実施する（□基幹型　□一般型　□余裕活用型）  □実施しない |
| 休日保育 | □実施する　□実施しない |

３　実費徴収の内容について（実施する場合に限る）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 金額 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４　職員の勤務体制について

※　定員まで入所した場合を想定した、職員シフト表又はローテーション表を添付してください。

（特定の１週間分で構いません。様式任意。）